令和８年度仁万漁港区域内工事掘削土(浚渫砂)売却（その２）に係る仕様書

仁万漁港区域内工事掘削土(浚渫砂)売買契約における物件の引き渡しにあたっては、本仕様書によるものとする。

第１条 引き渡し場所

引き渡し場所を、大田市仁摩町（仁万漁港区域内）とする。（別添位置図のとおり）

第２条 数量

引き渡し前の状態において、2,396m3 とする。

第３条 対象土砂の土質

浚渫砂。

第４条 引き渡し前の状態

引き渡し前の状態は、別添写真のとおりとする。

第５条 引き渡し方法

引き渡しは、買受け者の積込み及び搬出により行うものとする。

第６条 対象土砂の利用及び発生土の処理

対象土砂は、骨材として利用するものとし、分別や洗浄等の過程で残土が発生する場合は、「島根県建設副産物処理要領」に準じて、適切に処理するものとする。

第７条 砂利採取計画の認可

対象土砂の利用において洗浄を行う場合は、砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）第１６条に基づく採取計画の認可を受けること。

第８条 搬出期間

契約日から令和９年２月２２日（月）までとする。

第９条 作業可能日時

作業可能日は、原則として日曜・祝祭日を除き、時間帯は、8:30～17:00 とする。

第１０条 積込み

積込みにあたっては、以下について遵守するものとする。

１．積込みに必要となる安全対策を講じること。また、施工中に自然崩壊等が生じた場合、あるいはそれらを生じる恐れがあるときは、その処置方法について監督職員と協議すること。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、応急措置をとった後、速やかに監督職員に報告すること。

２．積込みに際して、土質に著しい変化が認められた場合は、監督職員と協議すること。

３．対象土砂はシート被覆してあるため、積込み後はシート（土のう袋等の固定材を含む）を集積のうえ、現地に残置しておくこと。

第１１条　運搬

運搬にあたっては、以下について遵守するものとする。

１．積載超過のないようにすること。

２．ダンプトラックのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。

３．沿道住民及び港湾区域利用者等に迷惑がかからないよう安全運転､騒音･粉じん防止、及び公道の美化に努めること。

第１２条　引き渡しの完了

引き渡しの完了は、写真及び現地において対象土砂の搬出後の地盤を確認することにより行う。

第１３条　監督員

当該契約の適正な履行を確保するため、島根県会計規則第７０条の規定により監督職員を置くものとする。

位置図

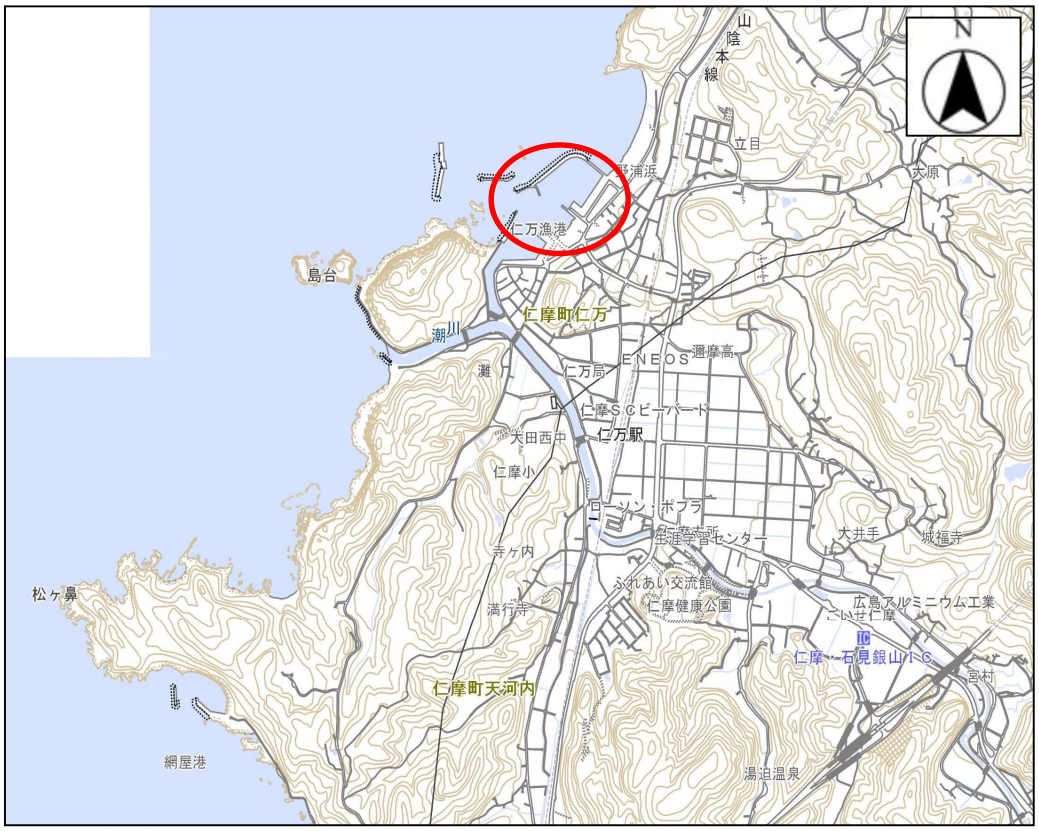

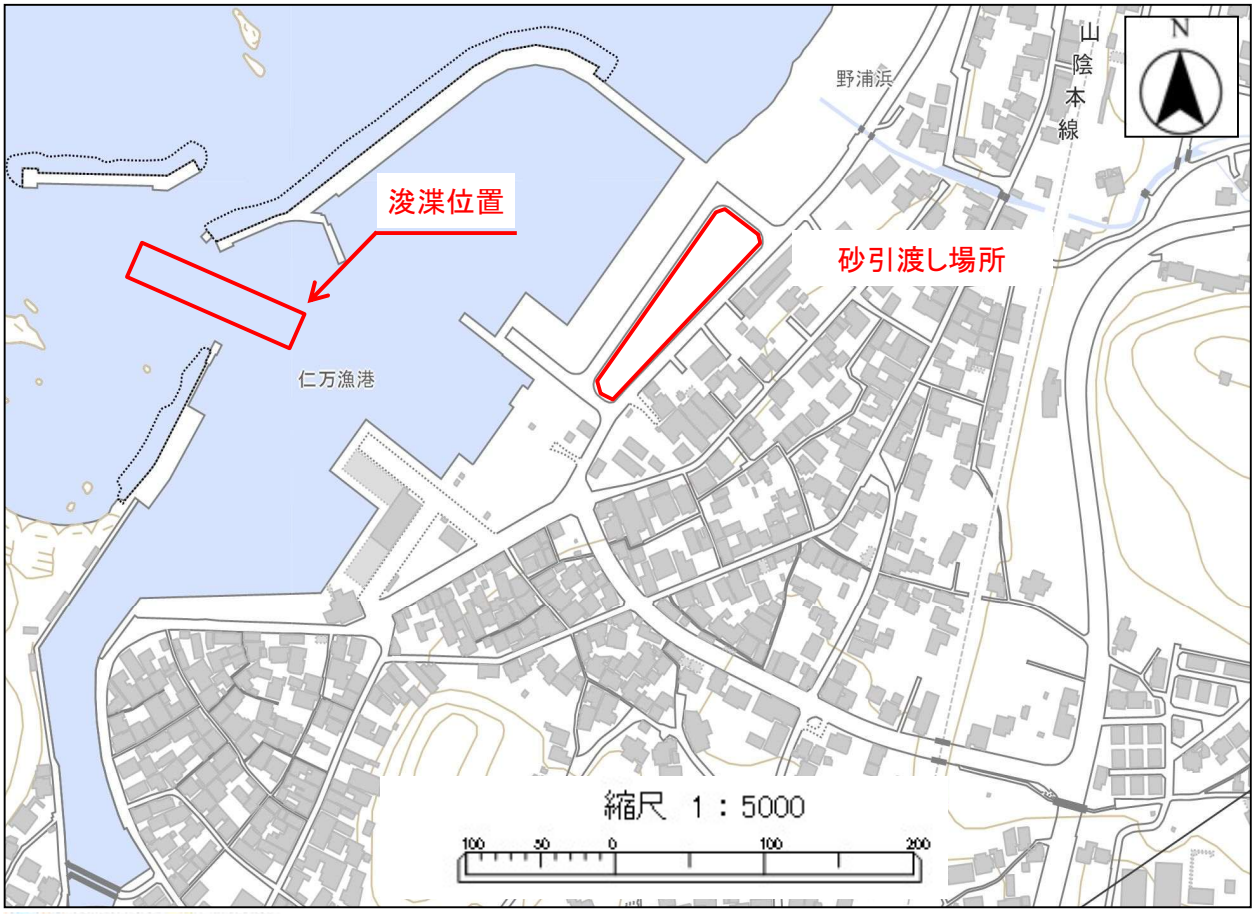

NTT空間情報 PASCO GeoTechnologies © ZENRIN CO.,LTD.
国土地理院 使用承認（平28情使、第854号） © PREFSHIMANE. All Rights Reserved. ©Airbus DS 2023

写真

仁万漁港区域内工事掘削土（その2）

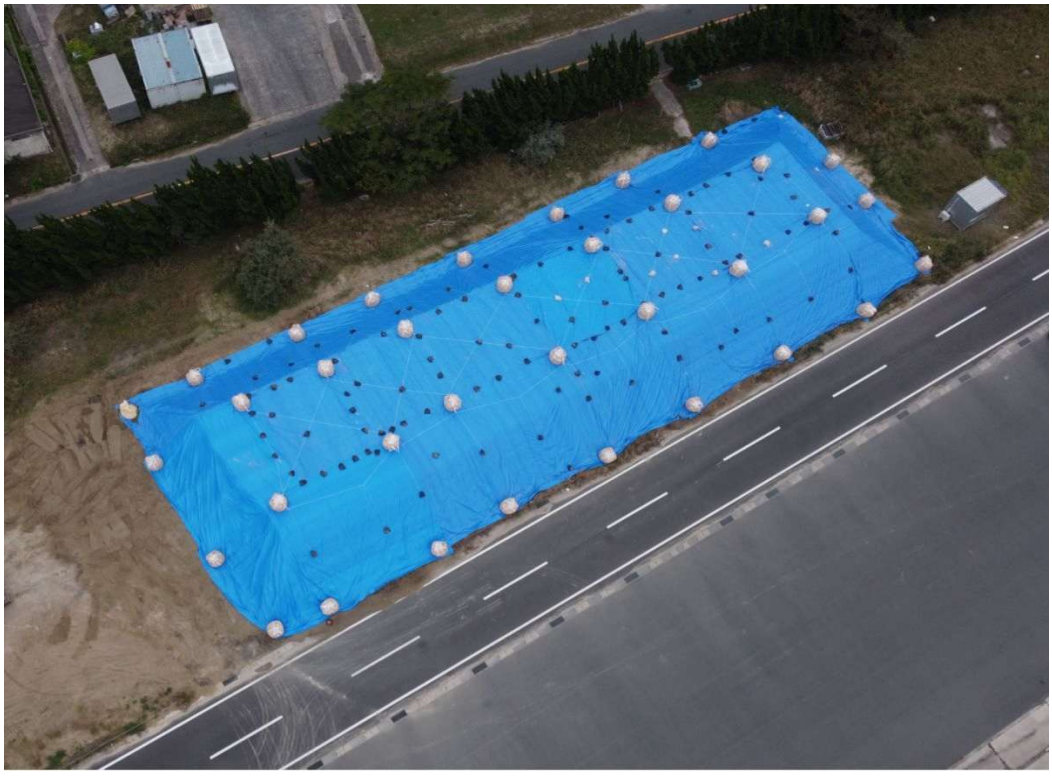

仮置き状況



シート被覆前状況